

気象警報が発令されている場合の措置について

(1) 自宅待機

◆午前6時30分現在

◆橋本市または居住地や通過する市町に

◆「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「暴風雪」警報のいずれかが発令されている



自宅待機

※定期考査中:6時30分現在、橋本市に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「暴風雪」警報のいずれかが発令されている場合は休業とする。

なお、「休業」日の考査科目は、この定期考査最終日の次の授業日に実施する。

(2) 警報解除への対応

平常授業日については午前10時30分(午前中授業日は8時30分)までに橋本市の警報が解除された場合は、通常の交通手段を用い、通常の経路を利用して、当日の全教科の準備をして登校する。授業は2時間後をめどに開始する。ただし局地的な危険状態・交通事情で登校できない生徒については欠席とはしないものとする。

(3) 解除されない場合

午前10時30分(午前中授業日は午前8時30分)時点で、橋本市が解除されない場合は休業とする。

※市町の情報はNHKテレビ(和歌山)、和歌山放送ラジオ(WBS)、気象台等のWebページ、天気予報(tel 177)及び和歌山地方気象台(073-422-1328)、防災わかやまのホームページ、防災わかやまメール配信サービス等で入手する。民放テレビ等で紀北地域と表示されている場合、他の方法で市町別の発令状況を確認のうえ、市町別を優先する。